

63構改B第855号  
63立局第862号  
職発第462号  
貨経第38号  
昭和63年8月18日

農林水産省構造改善局長  
通商産業省立地公害局長  
労働省職業安定局長  
運輸省貨物流通局長

最終改正

27農振第1636号  
20151125地局第1号  
職発1207第1号  
国官参物第93号  
平成27年12月7日

農林水産省農村振興局長  
経済産業省大臣官房地域経済産業審議官  
厚生労働省職業安定局長  
国土交通省大臣官房物流審議官

## 農村地域工業等導入促進法の運用について

### 第1 農村地域の要件の判断時点について

法の対象となる農村地域は、法第2条第1項の規定及び農村地域工業等導入促進法施行令（昭和46年政令第280号。以下「令」という。）第1条から第3条までの規定により定められている。これらの規定により定められている要件は、農村地域工業等導入実施計画（以下「実施計画」という。）を樹立する時点で満たされていなければならないが、実施計画の樹立後これらの要件を満たさなくなったとしても、その実施計画は有効なものであると解する。

### 第2 農村地域工業等導入基本計画の策定又は変更について

#### 1 基本計画の内容

農村地域工業等導入基本計画（以下「基本計画」という。）の策定又は変更については、制定時次官通達の記の第3の2及び改正法次官通達の記の第5の4によるほか、次の事項に留意し、地域の特性をいかしたものとする。

##### (1) 前文

都道府県における農業、工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）及び雇用の現状とその見通し並びに農村地域への工業等の導入の実態にふれ、今後における農村地域への工業等の導入に関する基本的な

考え方を総括的に記載する。

(2) 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入の目標

農村地域へ工業等を導入するに当たっての基本的な考え方、導入すべき工業等の業種その他工業等の導入の目標について記載する。なお、都道府県内をいくつかの区域に区別することが適切な場合には、その区域別に記載する。(以下(3)及び(4)において同じ。)

ア 基本的な考え方については、農村地域の産業、雇用等に関する課題を整理し、工業等の導入のあり方を総括的に記載する。

イ 工業等の導入の目標については、農村地域工業等導入基本方針(以下「基本方針」という。)の1「農村地域への工業等の導入の目標」に即し、工業等の導入の考え方、工業等導入地区の設定及び見直しの考え方、導入すべき工業等の業種及び配慮事項を記載する。

(3) 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

基本方針の2「農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標」に即し、導入される工業等への農業従事者の就業の考え方及び配慮事項を記載する。

(4) 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

基本方針の3「農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標」に即し、農業構造の改善の考え方及び配慮事項を記載する。

(5) 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への工業等の導入に当たっては、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農業的な土地利用を図ることが適当である集团的優良農地の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、工業等の導入が適正かつ円滑に行われるよう工場用地等(工場用地その他の工業等の用に供する土地をいう。以下同じ。)と農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。)との利用の調整方針を記載する。

この場合において、特に工業等導入地区の設定又は変更に伴う農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく農用地区域との調整方針も併せて記載する。

(6) 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

基本方針の4の(1)「施設等の整備」に即し、農村地域への工業等の導入を促進するために、工業等の立地に必要な用地、共同流通業務施設(トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であって、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。以下同じ。)、道路、工業用水道、通信運輸施設等のハードな産業基盤の整備及び技術者や下請企業の確保、企業情報、受発注情報、技術情報の入手等のソフトな産業基盤の整備とこれを進めるための企業と公設の試験研究機関等との交流・連携及び生活基盤等定住条件の整備の考え方を記載する。

また、これらの整備に当たって、優良な農用地の確保、工業等の特性及び立地に対するニーズの把握等の配慮事項についても併せて記載する。

なお、産業基盤の整備に関しては、適切な用地、道路等の立地条件を有する工業等導入地区の設定を進めることとし、道路等の特段の整備を定めることのないよう

留意する。また、基本計画に定める共同流通業務施設は、主として工業等導入地区に立地する工業等の用に供するものであるので留意する。

(7) 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

基本方針の4の(2)「職業紹介の充実等」に即し、導入される工業等に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、雇用情報の提供、職業紹介の充実、職業能力開発の推進等の考え方及び配慮事項を記載する。

(8) 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

基本方針の4の(3)「農業構造の改善」に即し、農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を図るため、農業経営基盤強化促進対策の促進、農業生産基盤及び農業施設の整備の考え方並びに配慮事項を記載する。

(9) 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

基本方針の5の(4)「環境の保全等」に即し、実施計画の策定に先立って必要に応じ環境に与える影響を調査検討し、環境の保全に配慮しつつ実施計画を策定すること、具体的な工業等の導入の際及び導入後においても必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査検討の補完等を行うこと、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮すること等環境の保全等に関する事項について記載する。

(10) その他必要な事項

基本方針の5「その他農村地域への工業等の導入に関する重要事項」に即し、次の事項について記載する。

なお、基本方針の5の(1)に即し広域指針、法第5条第1項第3号の実施計画（以下「拠点実施計画」という。）又は同条第2項の実施計画（以下「広域実施計画」という。）を策定する場合で、その対象地域があらかじめ予定されているときには、策定の考え方の概要をアに記載する。

また、クには、実施計画の策定及び見直しの考え方等を記載する。

ア 農村地域への工業等の導入の広域的推進

イ 工業等導入地区に関する情報の周知徹底及び立地後の企業の指導

ウ 下請関連企業及び地元中小企業の育成

エ 農業地域の活力の維持増進への配慮

オ 過疎地域等への配慮

カ 農業団体等の参画

キ 連絡調整体制の確立

ク その他

2 他の計画との調和

基本計画は、法第4条第4項に規定する計画のほか、集落地域整備基本方針と調和のとれたものとする。

3 基本計画の協議方法

(1) 都府県は、法第4条第5項に規定により、基本計画を策定又は変更しようとする

ときは、あらかじめ農林水産省地方農政局長（以下「地方農政局長」という。）、経済産業省経済産業局長（以下「経済産業局長」という。）、厚生労働省都道府県労働局長（以下「都道府県労働局長」という。）及び国土交通省地方運輸局長（以下「地方運輸局長」という。）に基本計画（案）（各5部）を提出する。

なお、他の国の行政機関の地方支分部局とも必要に応じ連絡調整を行う。

- (2) 地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長は、都道府県から提出された基本計画（案）について、それぞれの局内において関係部課に十分協議検討を行わせる。
- (3) 地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長は、それぞれの局内において検討した事項について、可能な限り合同して協議検討し、統一した意見を取りまとめる。
- (4) 地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長は(3)の統一した意見に基づき、関係都道府県に対して所要の指示を行う。
- (5) 都道府県は、(4)による指示に基づき、当初の基本計画（案）につき、所要の修正を加えた後、参考資料を添付して、農林水産大臣に対しては地方農政局長を経由して、経済産業大臣に対しては経済産業局長を経由して、厚生労働大臣に対しては都道府県労働局長を経由して、国土交通大臣に対しては地方運輸局長を経由して、各10部を提出する。
- (6) 地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長は、管内の各都道府県から提出された基本計画（案）及び参考資料を農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対して各5部提出する。
- (7) 北海道は、都道府県の場合に準じて、あらかじめ基本計画（案）を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、北海道経済産業局長、北海道労働局長、北海道運輸局長及び国土交通省北海道開発局長に提出し、その指示により所要の修正を行う。修正後の基本計画（案）については、農林水産大臣に対しては直接に、経済産業大臣に対しては北海道経済産業局長を経由して、厚生労働大臣に対しては北海道労働局長を経由して、国土交通大臣に対しては北海道運輸局長を経由して、それぞれ参考資料を添付して所定の部数（農林水産大臣及び厚生労働大臣には各5部、経済産業大臣及び国土交通大臣には各10部）を提出する。
- (8) (3)、(4)及び(7)に関し、地方農政局長、経済産業局長、厚生労働省都道府県労働局長（以下「都道府県労働局長」という。）及び地方運輸局長が都道府県からの事情聴取等を行う場合は、可能な限り共同して行う。
- (9) 農村振興局長、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官（以下「地域経済産業審議官」という。）、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）及び国土交通省大臣官房物流審議官（以下「物流審議官」という。）は、(5)から(7)までにより提出された基本計画（案）について協議を行うとともに、必要に応じ地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長並びに当該都道府県から事情を聴取する等の措置を行った後、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣は基本計画（案）に同意しようとするときは、関係行政機関の長と協議する。

(10) (9)により関係行政機関の長との協議を了した基本計画(案)については、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣の連名により各都道府県知事あて同意する旨を通知するとともに、その旨を地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長あて通知する。

#### 4 都道府県の審議会における調査審議

都道府県は、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に基本計画(案)を提出する前に当該基本計画(案)について審議会等の調査審議を了しておく。

#### 5 都道府県における連絡調整

都道府県が基本計画を策定又は変更するに当たっては、都道府県の企画、農林水産、商工、労働及び運輸の基本計画の立案部局は、土木、都市計画、環境等の関係部局と十分な協議を行う。

#### 6 その他

(1) 基本計画(案)に添付する参考資料は、制定時次官通達の記の第3の2の(2)のイに掲げる人口等の推移に関しては、別添様式により作成し、将来の見通しに関しては、別添様式の各項目について可能な限り文章又は適宣の様式によりその時点及び出典を明らかにした上で作成する。

(2) 基本計画(案)及び参考資料の様式は、日本工業規格A列4版横書きとする。

### 第3 農村地域への工業等の導入の広域的推進について

農村地域への工業等の導入の円滑かつ効率的な推進を図るため、基本方針の5の(1)「農村地域への工業等の導入の広域的推進」に即し、近年の社会情勢、地域の実態の変化及び企業の立地要因の変化に対応し、広域的な視点に立った工業等の導入を推進する。特に中山間地域等立地条件に恵まれない地域においては、産業基盤・生活基盤等整備の機能分担を図るとともに、一体的な計画策定、企業誘致等への取組を推進する。

このため、都道府県は、地域の状況に応じ、広域指針の作成、拠点実施計画又は広域実施計画の策定を行うとともに、広域的な観点に立った工業等の導入のための指導を行う。

この場合、広域指針については、次の事項に留意し、地域の実情に応じて基本方針の5の(1)のアにより、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の地域ごとに労働力需給、交通事情、工業立地の状況、農業経営の状況等に応じたものとするとともに、同指針に基づき関係市町村に対する確かな工業等の導入に関する指導等を行う。また、拠点実施計画又は広域実施計画については、第4に規定するところにより策定する。

なお、既に作成した広域指針について、今後の産業基盤の整備の進展等による立地条件の変化等を勘案して遅滞なくその見直しを行う。

#### 1 対象地域の設定

##### (1) 対象地域の基準

ア 広域指針の対象となる地域(以下「対象地域」という。)は、工業等の導入を

促進すべき地域であって、次のすべての要件を具備した地域とする。

(ア) 自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の地域であること。

(イ) 拠点的な工業等導入地区又は相当数の小規模な工業等導入地区が存在する地域であること。

(ウ) 在宅通勤圏の形成された地域であること。

イ 対象地域の設定に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 工場立地法に基づく工場適地の調査における調査対象地区のほか、必要に応じ広域市町村圏、地方生活圏、モデル定住圏の圏域等を参考とする。

(イ) 既存の工業等導入地区であって、情勢の変化により工場用地等以外の用途に供することが適当と考えられるものについても、対象地域から除外されることのないよう配慮する。

(2) 都道府県は、あらかじめ関係する審議会等の意見を聴し、かつ、関係市町村と協議の上、対象地域の設定を行う。

## 2 広域指針の作成又は変更

### (1) 広域指針の内容

広域指針は、対象地域の設定理由を明らかにするとともに、次の事項について定める。

#### ア 工業等導入地区の再編成の方針

工業立地の動向、工業等の立地条件、労働力の需給状況等工業等の導入の可能性を総合的な観点に立って検討し、既存の工業等導入地区の再編成の方針を明らかにする。

この場合において、今後とも工業等の導入を促進すべき工業等導入地区、その中でも特に積極的に工業等の導入の促進を図るべき工業等導入地区及び取消し又は縮小すべき工業等導入地区を明らかにするとともに、工業等導入地区間の機能分担、導入すべき業種、導入企業と既存企業との広域的配置等に関する考え方を示す。

#### イ 実施計画の見直し等の方針

工業等導入地区の再編成の方針に基づく工業等導入地区の拡大、縮小又は取消しを内容とする実施計画の見直し等の方針を明らかにする。

#### ウ 市町村の特性をいかした工業等の配置の方針

対象地域における関係市町村の特性をいかした工業等の配置に関する方針を明らかにする。

#### エ 関係市町村の連携協力体制の整備の方針

対象地域における工業等の導入を、関係市町村の協力の下に的確に推進するための体制の整備に関する方針を明らかにする。この場合において、連携協力体制の構成、連携協力の内容等を示す。

#### オ その他必要な事項

### (2) 広域指針と他の計画との関係

都道府県は、広域指針の作成に当たっては、基本計画の内容に即し、かつ、都道

府県の計画その他法令に基づく地域振興に関する計画等との調和に努める。

(3) 広域指針の作成又は変更の手續

ア 都道府県は、4の(1)に定める協議会の意見を聞いて、対象地域ごとに広域指針を作成又は変更する。

イ 都道府県は、広域指針を作成又は変更したときは、当該指針を関係市町村長並びに地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長）、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に送付する。

この場合の送付部数は、地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長に対しては、それぞれ4部（うち2部は、地方農政局長、経済産業局長、都道府県労働局長及び地方運輸局長が、それぞれ農村振興局長、地域経済産業審議官、職業安定局長及び物流審議官に送付する。）、農村振興局長（北海道の場合）に対してはそれぞれ2部とする。

3 広域指針に基づく指導等

(1) 都道府県は、広域指針に基づき都道府県の実施計画の作成及び見直しを行うとともに、必要な施設の整備、企業誘致活動等を行う。

(2) 都道府県は、広域指針に基づき関係市町村に対し、市町村の実施計画の作成及び見直し、必要な施設の整備、企業誘致活動等を行うよう指導する。

この場合において、既存の実施計画の見直しに当たっては、関係市町村と協議の上、見直しの時期、見直しの内容等処理方針を明らかにするとともに、見直しの結果新たに実施計画を作成する場合には、地域の状況に応じ、広域実施計画の制度の利用を図る。

(3) 都道府県は、広域指針の対象地域における工業等の導入状況、労働力需給の見直し等についての各種の情報を関係市町村に提供するとともに、対象地域の産業基盤の整備を促進する観点から、必要に応じ、広域指針の内容を当該都道府県の長期計画、総合計画等で位置づける。

4 その他

(1) 都道府県は、対象地域における工業等の導入を推進するため、対象地域における関係市町村の代表者で構成する協議会等を開催する。

(2) 都道府県は、対象地域の設定、広域指針の作成、広域指針に基づく指導等を円滑に推進するため、企画、農林水産、商工、労働、運輸、都市計画、土木、環境等の関係部課による総合指導推進体制を整備する。

#### 第4 実施計画の策定又は変更について

実施計画の策定又は変更については、基本計画の内容に即するとともに、制定時次官通達の記の第3の3及び改正法次官通達の記の第3によるほか、次の事項に留意の上、別添様式例を参考として定める。

1 実施計画の策定

新たな実施計画については、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等から工業等の導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し、工業等の導入がなされるよう良好な立地条件、産業基盤、企業

誘致活動の実施等工業等の導入の基本となる諸条件が整う場合に策定する。

また、実施計画の策定に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各般の土地利用計画、集落地域整備基本方針及び関係広域市町村圏の振興整備に関する計画との調和を図る。
- (2) 地域住民の就業の意向、農業経営の意向等についての的確に把握し、認定農業者等の育成・確保、地域の就業構造の特性及び農業の構造改善の熟度等を勘案しつつ、適正な労働力需給の調整を図る。
- (3) 最近における通勤圏の拡大等にかんがみ、地域の自然的、社会的等諸条件を勘案し、広域的な観点に立って計画する。また、都道府県から広域指針が示されている場合には、当該広域指針の内容に即して計画する。
- (4) 地域全体として実施計画における工業等の導入の規模が過大となることを防止するとともに、計画的な工業等の導入の推進を図るため、都道府県の実施計画と市町村の実施計画とが、その配置、規模等において調和のとれたものとなるよう配慮する。

また、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業（以下「流通関連導入対象業種」という。）は、実施計画が策定される農村地域内の農業従事者の雇用を確保するために必要な範囲内で導入されるものであるので留意する。

- (5) 導入すべき工業等の業種については、地域社会の年齢構成、男女比率等の現状、地域住民の意向、地域労働力の特質等を十分調査した上で地域の産業振興、就業構造上の課題を整理し、これらの課題への対応に見合った適切な業種の選定を行う。この場合、導入する業種は成長性と安定性のあるものとする。

また、流通関連導入対象業種は、当該農村地域に導入される工業（立地済みのものを含む。）に関連して導入されるものであるので留意する。

- (6) 工業等の立地は、産業関連施設等の整備状況に影響されることが大きいことにかんがみ、工場用地、共同流通業務施設、最寄りの既存の道路から工業等導入地区への取付道路、工業用水道、排水施設等のハードな産業基盤整備を進めることに留意する。また、住宅、厚生施設等生活基盤の整備にも配慮する。

この場合、道路等の立地条件に恵まれた場所に工業等導入地区を設置することにより、道路等の特段の整備を定めないようにするとともに、共同流通業務施設は、主として工業等導入地区に立地する工業等の用に供するものとする。

なお、工場用地等の取得、造成については、その各段階において周辺地域を含む地域全体の工業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、工業団地の需給状況、周囲の企業の立地状況、地域における物流網の状況等工業等の導入の可能性を十分に勘案の上実施する。

- (7) 工業等の導入を促進するため、ハードな産業基盤の整備に加え、関係機関、団体等の協力を得て、技術者や下請企業の確保、企業情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフトな産業基盤とこれを進めるための企業と公設の試験研究機関及び生活基盤等定住条件の整備に努める。

この場合、工業等導入地区及びその周辺の状況に応じ、導入する工業等と関連の



あるソフトな産業基盤としての対事業所サービス業等（例えば、機械修理業、情報サービス業）の工業等導入地区への立地についても配慮する。

- (8) 公害の防止等環境の保全に十分留意する。特に、工業等導入地区の面積が20ha以上の場合、その他導入業種及び地域の特性等から見て環境保全上特別の配慮を要する場合で必要があるときは、実施計画の策定に先立って環境に与える影響についての調査検討を行うこととし、その結果を踏まえて計画する。

また、自然公園法の特別地域内及び自然環境保全法の指定地域内に工業等導入地区を設定することは自然環境の保全の観点から認められないので留意する。

## 2 実施計画の変更

実施計画は、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各般の土地利用計画との調整及び農地転用に関する所要の調整協議を了して定められていることにかんがみ、その変更については、当該地域における工場用地等の将来の見通しを十分に検討し、慎重に行う必要がある。しかし、既存の工場用地等に不足を来たしており、拡大が必要な工業等導入地区又は実施計画の策定後相当の期間を経過したにもかかわらず、いまだ工業等の導入が十分には行われていない工業等導入地区については、広域的な観点に立って、諸情勢の変化に対応して当該実施計画を遅滞なく見直し、所要の変更を行う。

実施計画の変更に当たっては、1の事項に留意するほか、次により行う。

なお、広域指針が示されている場合には、当該広域指針の内容に即して、実施計画を変更する。

### (1) 工業等導入地区の拡大

工業等の導入が完了し又は完了することが確実な場合で、工場用地等に不足を来す場合において、工業等導入地区を拡大する場合は、次により取り扱う。

ア 既存の実施計画の工業等導入地区の隣接地において工業等導入地区を設定しようとするときは、当該実施計画の変更とする。

イ 隣接地以外の土地に工業等導入地区を設定する場合で、土地利用計画、相互間の距離、導入企業間の関連性等の観点からみて、既存の実施計画と密接な関連のある工業等の導入をしようとするときは、当該実施計画の変更とする。

ウ 隣接地以外の土地に工業等導入地区を設定する場合で、既存の実施計画と関連の少ない工業等の導入をしようとするときは、新たな実施計画の策定とする。

### (2) 工業等導入地区の縮小又は取消し

工業等導入地区の縮小又は取消しをする場合においては、実施計画の変更として取り扱い、変更にあたっては次の事項に留意する。

なお、工業等導入地区の縮小又は取消しに関連して他の土地に工業等導入地区を設定しようとするときは、(1)に準じて取り扱う。

ア 地域住民の意向を十分反映するとともに、縮小又は取消しに係る土地の地権者（実施計画策定時における土地の地権者を含む。）の利害関係を十分調査の上行う。

イ 優良農用地の確保の観点から、縮小又は取消しに係る土地の形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

ウ 縮小又は取消しに係る土地が、実施計画策定時において農地の転用（転用のための農地等の権利の取得を含む。）について「農村地域工業等導入実施計画と農地転用許可との調整について」（昭和47年4月18日付け農地B第673号農林省農政局長、農地局長連名通達）によって所要の調整を了しているものについては、実施計画の変更先だつて、都道府県の関係部局間において、その適否について協議し、所要の調整を行う。

なお、この場合に縮小又は取消しに係る農地等について転用の許可を行っている場合には、その実施計画の変更につき「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長、農村振興局長連名通知）に十分留意して調整を行う。

(3) 目標年度を経過した実施計画の取扱い

ア 工業等の導入が完了していない実施計画であつて、目標年度を経過したものは目標年度を延長することの可否について十分検討を行う。

イ 目標年度を経過した実施計画について、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等工業等の導入の基本となる諸条件が整う見込みのない場合は、実施計画を広域的な観点から見直して工業等導入地区の縮小又は取消しを行う。

ウ 工業等の導入を促進する必要があるとあり、実施計画の目標年度を延長しようとする場合においては、当該実施計画の変更として取り扱い、その変更にあつては、実施計画策定後の諸情勢の変化に対応して、当該実施計画を見直し、所要の変更を行う。

この場合、単純に目標年度の延長を行うことのないよう実施計画策定後の諸情勢の変化に対応して実施計画の内容を変更する。

また、目標年度の延長と併せて、工業等導入地区を拡大又は縮小する場合は、(1)又は(2)に準じて取り扱う。

(4) 認定地域再生計画に基づく遊休工場用地等の取扱い

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第7号に規定する遊休工場用地等に工業等以外の産業を導入する事業の実施に際して行う実施計画の変更にあつては、次の事項に留意する。

ア 同号に規定する遊休工場用地等とは、実施計画に従つて整備された工場用地等のうち、5年以上当該実施計画に規定する工業等の用に供されていないものである。

イ 遊休工場用地等に導入する工業等以外の産業については、遊休工場用地周辺の産業の現状や地域のニーズを十分に把握・分析し、導入を予定する産業が当該遊休工場用地の存する農村地域において、安定的な雇用の機会の確保に資するものであることが求められる。

ウ 導入を予定する産業の具体的な業種の選定にあつては、安定的な雇用の機会を確保するものであることに加えて、周辺住民の生活環境や住環境に悪影響を与えないこと、当該産業の導入に対して地元の理解が得られることなどの観点からも適切に判断することが求められる。

エ 同号に規定する農村地域における産業の現状その他の事情とは、遊休工場用地

及びその周辺における産業の立地状況、地域の高齢化率などの人口構成、主要な高速道路のインターチェンジ等からの交通アクセス、導入を予定する産業と関連する研究・教育機関等の有無などである。

### 3 広域実施計画

広域実施計画の策定又は変更については、1及び2のほか次の事項に留意する。

- (1) 令第5条第1号の要件の判断に当たっては、通行の不便な河川や山の有無（自然的条件）、経済圏が同一か否か（経済的條件）、当該地域の住民の利用する教育、医療機関等の所在（社会的条件）等諸条件を総合的に勘案する。
- (2) 情勢の変化等により、広域実施計画を拠点実施計画に改める必要のある場合及び拠点実施計画を広域実施計画に改める必要のある場合は、実施計画の変更として手続きを行う。

### 4 連絡調整等

- (1) 都道府県の法担当部局は、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について法第5条第9項の規定による協議に応じようとする場合には、当該都道府県の土木、都市計画、環境等の関係部局と十分な協議を行う。
- (2) 都道府県又は市町村が実施計画を定め又は変更する場合において、流通関連導入対象業種を導入業種とするときは関係都道府県公安委員会に連絡し、その意見を聴き、トラックターミナルの整備に係る事項を含むときは関係都道府県公安委員会と十分協議する。
- (3) 実施計画の変更は、当該実施計画の公表の日から原則として1年間は認めない。
- (4) 実施計画を変更しようとする場合、協議及び連絡調整を行うための実施計画（案）は、変更箇所について変更前と変更後が容易に比較対照できるような様式とする。

### 5 実施計画の写しの送付

法第5条第10項の規定に基づく実施計画の写しの送付については、次による。

- (1) 農林水産大臣に対しては、地方農政局長に10部（北海道にあつては、直接農林水産大臣に8部）を送付する。地方農政局長は、農林水産大臣に8部（うち5部は、関係行政機関の長への通知用）を送付する。
- (2) 経済産業大臣に対しては、経済産業局長に5部を送付し、経済産業局長は経済産業大臣に3部を送付する。
- (3) 厚生労働大臣に対しては、都道府県労働局長に5部を送付し、都道府県労働局長は厚生労働大臣に3部を送付する。
- (4) 国土交通大臣に対しては、地方運輸局長に5部を送付し、地方運輸局長は国土交通大臣に3部を送付する。

## 第5 指導推進体制等について

実施計画の樹立及び実施に関する推進体制の整備並びに計画達成のための措置については、制定時次官通達の記の第4の2及び第5並びに改正法次官通達の第4に定められているところである。農村地域への工業等の導入の一層の推進を図るためには、

実施計画の目標達成のための推進体制の確立が重要であることにかんがみ、次の事項に留意し従来の推進体制の点検強化に努める。

- (1) 都道府県は、工業等の導入を進めようとする市町村に対し、必要な情報を提供するほか、当該市町村が関係団体、試験研究機関、教育機関、他の市町村等と連携できるよう体制の整備に努める。
- (2) 施設の整備、職業紹介の充実、農業構造の改善等の施策の推進については、実施計画に掲げられた工業等の導入、農業従事者の就業及び農業構造の改善に関する目標が円滑に達成されるよう、国、都道府県及び市町村の各段階で、これらの施策を担当する部局と実施計画を推進する部局とが十分な連絡調整を図る。
- (3) 実施計画で定める農業構造の改善の促進に当たっては、農業生産基盤や農村生活環境基盤の総合的な整備のための事業等の活用にも留意しつつ行うよう努める。

【別添様式 農村地域工業等導入基本計画参考資料】 (省略)

原則としてA4横書きとする。

－実施計画書－

策定年度 (策定年月日)	
変更年度 (変更年月日)	
計画期間	

(表紙)

〇〇県〇〇地区  
農村地域工業等導入実施計画書  
平成〇〇年〇〇月  
〇〇県(〇〇県〇〇市町村)

(前文)

・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・農村地域工業等導入促進法第5条〇項に基づき農村地域工業等導入実施計画を定める。

・・・・・・・・・・・・・・・・この実施計画の計画期間は、平成 年 月から 年 月までとし、平成 年度までに工業等の導入の目標を達成する。

- (注) 1 前文中に実施計画策定の根拠となる条項を明示する(都道府県の計画の場合は第5条の第1項か第2項かの別、市町村の計画の場合は第5条第1項)。
- 2 前文では、農村地域工業等導入基本方針及び農村地域工業等導入基本計画に即して、実施計画策定の基本的な考え方を総括的に明らかにするとともに、目標年度を設定する。
- なお、計画期間は、原則として5年以内とするが、地域の実情に即して5年以上の期間を定めても差し支えない。

## 第1 工業等導入地区の区域

### 1 工業等導入地区の名称

工業等導入地区の名称	関係市町村名

- (注) 1 工業等導入地区を更に区分して団地を設定している場合は、その団地の名称も併せて記載する。  
 2 都道府県が定める実施計画の場合は、関係市町村名の欄を設け、就業、農業構造の改善等の目標に関する地域に含まれる市町村名を記述する。

### 2 工業等導入地区の所在、地番、面積等

地区名	団地名	所在			地番	地目		面積 ㎡	備考
		市町村	大字	字		公簿	現況		

- (注) 1 工業等導入地区が広範囲にわたる場合は、工業等導入地区及びその周辺の地域を含めた図面(1/10,000程度)とともに添付する。  
 2 認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に導入する事業に関する事項がある場合には、その遊休工場用地等に係る内容は( )書きするとともに、備考欄に遊休工場用地等と記載する。

### 3 工業等導入地区の地目別面積

(単位：㎡)

地区名	団地名	農地等						宅地その他						合計	
		田	畑			計	宅地	うち工場用地等	山林	原野	埋立地	その他	計		
			普通畑	樹園地	草地										

- (注) 認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に導入する事業に関する事項がある場合には、その遊休工場用地等に係る内容は( )書きで記載する。

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定（該当するものの全てに○印をつける。以下（2）及び（3）において同じ。）

1. 低開発地域 工業開発地区	2. 首都圏整備法 (既成市街地等)	3. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	4. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)
5. 振興山村指定地域	6. 過疎地域	7. 農振地域	8. 工場適地 ( 年 月指定)
9. 工場適地 調査地区 (全部・一部)	10. 都市計画 (線 引)	11. 都市計画 (未線引)	12. 企業立地促進法 (産業集積区域)
13. 企業立地促進法 (企業立地重点促進区 域)			

(注) 1 工業等導入地区を更に区分して設定している場合は、当該団地ごとに作成する。(以下(2)及び(3)において同じ)。

2 8については、指定年月を( )内に記入する。

3 9について該当する場合は、全部又は一部のどちらか一つを○で囲む。

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	2	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線 引 都 市 計 画 区 域	未 線 引 都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域 外	都 市 計 画 無
1	2	3	4

(用途区分)

工 専	工 業	準 工	特 工	未指定	調 整
1	2	3	4	5	6

(注) (1) 次の事項に該当する場合はそれぞれ記載する。

- ① 都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日
- ② 工場立地法に基づく工場適地の区域、指定年度及び農地転用に関する調整の結果の状況
- ③ 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域（農用地利用計画の案が縦覧されているときは、その案においての農用地区域とすべき区域になされている区域をいう。）の範囲及び設定年月日
- ④ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

(2) 周辺における既存企業の立地状況等が明らかとなる図面を添付する。

また、(1)の①に関連して、工業等導入地区が市街化調整区域にある場合においては、開発許可を受ける見込み（例えば、開発許可担当部局との折衝過程及びその内容）及び予定時期について記載した参考資料を添付する。

さらに、(1)の④については、事業名、施工者名、施行面積、施行期間、土地改良財産等（地区全体、工業等導入地区部分別）を参考資料として添付する。

(3) 市街化調整区域及び市街化調整区域に関する都市計画の策定又は変更が近く予定されている市町村であって、未だ農用地利用計画が定められていない市町村の区域内に工業等導入地区を設定する場合にあっては、これらの計画の考え方及びその決定予定時期について、記載するか又は参考資料として添付する。

(4) 当該工業等導入地区の選定の経緯を参考として添付する。

(5) 立地条件表を参考資料として添付する（4の(1)の注に同じ。）



## 第2 導入すべき工業等の業種及び規模

平成〇〇年度までに工業等導入地区に導入すべき工業等の業種及び規模は、次のとおりとする。

### 1 導入すべき業種

認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に導入する事業に関する事項がある場合には、その遊休工場用地等に導入する業種については、業種のあとに（認定地域再生計画）と記載する。

### 2 導入すべき工業等の規模

地区名	団地名	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		工場用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	工場出荷額 (工業の場合)	売上額 (工業以外)
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	人	人	百万円	百万円

(注) 認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に導入する事業に関する事項がある場合には、その遊休工場用地等に係る内容は（ ）書きで記載する。

## 第3 導入される工業等への農業従事者の就業の目標

導入される工業等に、平成〇〇年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

地区名	団地名	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	男女計	男	女	男女計
		人	人	人	%	%	%

(注) 認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に導入する事業に関する事項がある場合には、その遊休工場用地等に係る内容は（ ）書きで記載する。

#### 第4 工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

工業等の導入と相まって平成〇〇年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

##### 1 農家、農業就業者及び認定農業者の見通し

区 分	農 家 人 口			農 家 口 人	農業就業者数		認定農業 者数
	専業農家	1 種 兼 業 農 家	2 種 兼 業 農 家			農業専 従者数	
平成〇〇年（度） （現況）	戸	戸	戸	人	人	人	人
平成〇〇年（度） （目標）							

（注）原則として市町村（都道府県の定める実施計画については、第1の1の関係市町村全体）を単位として記述する。（以下2，3，4において同じ。）

##### 2 認定農業者等の育成

##### （1）認定農業者の経営規模（単位：人、h a、頭、羽、箱等）

目標経営類型 （作目構成）	認 定 農 業 者 数		標 準 経 営 規 模	
	現 在	目 標	現 在	目 標

（注） 1 目標経営類型欄には、主なものについて米+野菜、酪農、果樹等と記述する。

2 標準経営規模は、1人当たりの経営耕地面積、飼養頭羽箱数を記述する。

##### （2）認定農業者への農用地の利用の集積に関する計画

区 分	農用地面積 ①	認定農業者への農用地の利用集積面積					認定農業者への利 用集積率（%） ②／①
		所 有 面 積	所有権 移 転	利用権 設 定	農作業 受 託	計 ②	
現 在							
目 標							

（注） 1 農作業受託面積は、同一ほ場において基幹3作業（水稻の場合、耕起・代かき、田植え、収穫）以上の受託を行う基幹的農作業受託面積とする。

2 目標は目標年度のストック量（権利等が継続中の面積）で示すことが望ましいが、困難な場合は毎年度の権利等設定面積の積み上げとしてもよい。

### (3) 認定農業者を中心とする生産組織の育成

(注) 認定農業者を中心とした農業生産組織の育成に関する計画を記載する。特に工業等の導入を契機として、機械の共同利用、作業の受委託等コストの低下をめざした生産組織の育成についての考え方や方策を記述する。

### 3 農用地の流動化の推進、認定農業者の育成及び地域農業の組織化の方向

(注) 工業等の導入と相まって行われる農用地の流動化と有効利用の進め方、認定農業者の育成、確保及び地域農業の組織化の方向について、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想、市町村構造政策推進会議及び経営改善支援センターの活動計画、農業振興地域整備計画等に即して記載する。

## 第5 工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する事項

(注) 工業等導入地区が設定されることに伴って、その周辺の農用地等の利用に影響を与えると予想される場合には、例えば、次の事項についてその調整措置又は調整の方針を記載する。

- (1) 工業等導入地区が農業関係施設の受益地区内である場合には、受益地からの除外等その具体的な調整措置又はその方針
- (2) 工業等導入地区の設定に伴って土地改良施設等農業施設が改廃、遊休化する等の影響を受ける場合には、代替施設の措置、負担金の徴収確保等その具体的な調整措置又はその方針
- (3) 工業等導入地区の設定に伴って、道路、水路等が分断される等の場合には、その調整措置又は調整方針
- (4) 工業等導入地区に導入が予定されている企業が用水を取水する場合にあつて農業用水を使用することが予想される場合には、その調整措置又は調整方針
- (5) 工場等が排水する場合において農業用排水路を使用する場合には、その調整措置又は調整方針

## 第6 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

### 1 工場用地等の整備

(注) 目標年度までに工場用地等として確保すべき面積、調達の方法、用地を造成する場合の事業主体、造成年次等について記載する。

また、工場用地等の確保に当たっての配慮事項(例えば、工業等の導入の可能性を勘案した用地の取得・造成、自然環境の保全、地価の安定、優良農地の確保)についても記載する。

### 2 共同流通業務施設、道路、工業用水道、排水処理施設、緑地等の施設整備

(注) 上記の施設の整備についての計画(整備の目標、事業主体、整備年次等)について記載する。

### 3 ソフトな産業基盤の整備

(注) 研究、情報、人材育成機能等導入する工業等と係わりのあるソフトな産業基盤の整備の現況及び計画について記載するとともに、既設の公設の試験研究機関と企業との交流、連携関係の構築の方策についても記載するよう努める。ソフトな産業基盤となる企業(例えば、機械修理業、情報サービス業等の対事業所サービス等)が工業等導入地区に立地する場合には、導入すべき工業等との関連性を記述するとともに第2の2、第3の表に準じて業種、用地面積、雇用期待従業員数、うち農業従事者数を記載する。

### 4 生活基盤等定住条件の整備

(注) 工業等の導入と相まって行われる住宅、厚生、文化施設などの生活基盤等定住条件の整備(整備の目標、事業主体、整備年次等)について記載する。

この場合、広域的な視点から考慮すべき定住条件についても配慮する。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

### 1 労働力の需給の調整

(注) 工業等の導入に伴う労働力需要及び可能労働力の年齢、職種等の内容をできるだけ具体的に記述するとともに、職業安定機関及び職業能力開発施設に協力して中高年齢者等の雇用促進、女性の就業援助のための情報提供、職業訓練の啓蒙普及等労働力の需給の調整に地方自治体として果たすべき役割について記載する。

### 2 農業従事者の工業等への就業の円滑化

(注) 認定農業者の育成・確保に留意しつつ、導入される企業へ就業を希望する農業従事者の就業の円滑化を図るため、農業人材銀行、農業者転職相談員及び農業者地域就業確立支援事業における推進指導員との連携、職業訓練の啓蒙普及、労働者の福祉の増進に関する措置等地方自治体として果たすべき役割について記載する。

## 第8 工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

工業等の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区 分	事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面	事業費	事業年度(予定)	備考
農業生産基盤整備事業							
農村生活環境整備事業							
〇〇〇〇事業							
〇〇〇〇事業							
その他							

(注) 1 過去5年以内に行われた事業についても併せて記述する。

## 第9 工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

(注) 公害の防止という基本的立場はもとより環境の保全に十分配慮した工業等の導入を図る。

導入する工業等は、公害の発生のおそれがない業種又は公害防止施設を完備したものとするとともに、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理に努めるなど、環境への負荷をできる限り増加させないものとするを記述する。

また、工業等導入地区の周辺地域の状況、導入する業種及びその確定の度合いに応じて、公害の防止を図るための措置等（例えば、導入企業に遵守させるべき公害防止上の条件、導入企業に対して環境保全上の観点から行う指導の内容、企業導入後の監視の方法等）についてその検討の結果を記載する。

なお、「環境に与える影響についての調査検討」を行った場合には、その調査検討結果を実施計画に添付する。

## 第10 その他必要な事項

(注) 以上のほか、農村地域への工業等の導入に関して必要な事項、例えば、

- ① 企業誘致活動等の目標達成のための具体的な推進体制、推進方策等又はその考え方
- ② 立地後の企業の定着化を促進するとともに、導入企業と地域社会との相互理解と融和を図り、活力ある地域社会を形成するための導入企業、農業団体、商工団体等の連絡調整体制の整備、工業団地の運営・管理機構の設置等の措置又はその考え方
- ③ 工業等導入地区の土地を提供した者に対する代替地のあつせん等の措置又はその考え方等について具体的に記載する。
- ④ 広域実施計画の場合には、令第5条の要件に合致している旨具体的に記載する。

(参考資料) 立地条件表

立地条件表					年	月調査				
工業等導入地区の名称										
造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名)					
売却可能面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>						
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)					
売却(予定)価格	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>						
地盤・地質	(1) 地質 第 種 第 種 (2) 地耐力 (N 値) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> (3) 杭打可能な地盤までの深さ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> m									
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否 (内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) (該当する番号を○で囲む) <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table>						可	否	1	2
可	否									
1	2									
	(2) 工業用水道が利用できる場合 工業用水道事業名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> 利用可能年月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> 年 月 価格 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> 円/m <sup>3</sup> (A) 使用可能量 (余裕水量) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> m <sup>3</sup> /日									
	(3) 地下水が利用できる場合 水 質 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> (成分及び ppm) (B) 取水可能量 (安全揚水量) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> m <sup>3</sup> /日									
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span> (成分及び ppm) (水源名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 20px;"></span>									

(C) 既得水利権を控除した取水可能量

m<sup>3</sup>/日

(5) 淡水取水可能量  
((A) + (B) + (C) 合計水量)

(D) 淡水取水可能量

m<sup>3</sup>/日

(6) 上水道が利用できる場合 (計画を含む)

上水道事業名    利用可能年月日    価    格    使用可能量  
(余裕水利用)

    年 月 日     円 / m<sup>3</sup>     m<sup>3</sup>/日

(7) 排水条件

種 別     種

排水先     水域名

輸 送 条 件

(1) 主要道路への距離

最寄国道    号線まで     m

高速道路    I・Cまで     m

(使用中、年 月開通予定)

(2) 最寄鉄道駅への距離

新幹線駅     駅     m

通勤駅     駅     m

専用引込線敷設の可否 (専用引込線)  
(該当する番号を○印で囲む)

可	否
1	2

(3) 最寄港湾への距離

最寄港湾埠頭 (公共埠頭)    (水深)

(港名)     港     m     m

(4) 最寄空港への距離

空港     m

電 力 条 件	<p>(1) 工業等導入地区に最も近い変電所 又は引込可能高圧線の電圧</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 25px; margin-left: 100px; text-align: right; padding-right: 5px;">v</div> <p>(2) 変電所への距離 (変電所名) 工業導入地区から距離 がいずれか近い方の番 号に○印をつける。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">変電所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">m</div> </div> <p style="margin-left: 100px;">( K V A )</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">引込可能高圧線</div> </div> <p style="margin-left: 100px;">( K V A )</p>
都 市 機 能	<p>主要都市への距離</p> <p>(1) 最寄人口 5万都市 (都市名)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 25px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">k m</div> </div> <p>(2) 最寄人口 20万都市 (都市名)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 25px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">k m</div> </div>
人 口 地 域 指 定	<p>(1) 工業等導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 25px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">人</div> </div> <p>(2) 工業等導入地区所在地域の人口 (関係市町村合計人口)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">(通勤圏に入る数市町村名)</div> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 25px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">人</div> </div>
そ の 他	



(注) 立地条件表記入上の注意

(1) 地質、地盤の状況は下記の種目（総理府都市地域地盤測定計画推進に関する勧告による）によって記入する。

第1種：岩盤、礫砂礫質その他主として第三紀以前の物質によって構成されているもの。

第2種：砂礫層、砂まじり礫粘土質、ローム層その他主として洪積層から構成されているもの。

第3種：第1種、第2種及び第4種に属さないもの。

第4種：軟弱地盤と称されているもの。

A 腐食土、泥土その他これに類するもので構成されている沖積層（盛土がある場合はこれを沖洪積層の中に含める。）でその厚さがおおむね3m以上のもの。

B 湖沼、沢などを埋め立てた土地であって、ごみ、泥土その他これに類するもので埋め立てた地盤の厚さがおおむね3m以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね30年を経過していないもの。

(2) N値：標準貫入試験として63.5kgのハンマーを75cm自由落下させ、30cm打ち込みに要する打撃回数を記入する。

(3) 排水条件：下記の区分に従い種別の記号を記入する。

(A種) 公共下水道・流域下水道・都市下水路又は特定公共下水道に排出

(B種) 漁業補償の済んだ海面に排水又は悪水路（排水専用河川）に排出

(C種) 漁業補償の済んでいない海、大河川又は農業排水路に排出

(D種) 小河川であって、大河川になる前に下流で農業用水等に利用しているものに排出

(E種) 上水道水源の上流等排水に関してD種よりも条件が厳しいもの